

マイナンバー社会保障・税番号制度は平成28年より一部制度がスタートします。まだマイナンバーの運用には未確定の部分も多いですが、直近の事業者の必要な対応についてまとめてみました。

【通知カードと個人番号カード】

通知カード郵送（27年10月より）

- ・簡易書留で住民票の住所地に届く
- ・氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載
- ・外国籍の方でも、日本に住民票がある場合には、マイナンバーを付番
- ・番号が漏えいし不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されない

個人番号カードの申請（28年1月より交付）

- ・写真・ICチップ付きで、裏面にマイナンバーを記載。本人確認の身分証明書となる
- ・申請は任意で、交付手数料は無料
- ・通知カードと同時に郵送される『個人番号カード交付申請書』の返送による申請やスマートフォンのオンライン申請でも可能
- ・市町村へ登庁し、本人確認ののち交付
- ・20歳未満は5年、20歳以上は10年更新
- ・通知カードは返納

【事業者における対応】

① 平成28年に在籍する従業員のマイナンバーの収集

⇒収集の際には、事業者は『マイナンバーの利用目的の明示』と『厳格な本人確認』が必要

- ・源泉徴収票作成事務、健康保険・雇用保険届出事務等の利用目的の明示は、就業規則に追記するなどまとめて目的を示しても構いません。※就業規則追記例は当社でサンプル提供できます
- ・本人確認は、成りすまし防止のため『正しい番号であること』及び『身元確認』を厳格に行う

(本人確認の方法)

すでに在籍している場合

- ・雇用関係であるなど、人違いでないことが明らかであると事業者（または個人番号利用事務実施者）が認めるときは、身元確認書類は要しない
- ・通知カード（または番号付きの住民票）による個人番号の確認でOK

新規採用の場合

- ・個人番号カードの場合は提示のみでOK
- ・通知番号カード（または番号付きの住民票）の場合は、写真が添付されていないため『運転免許証』または『パスポート』の提示も要
※写真付きの身元確認書類がない場合は、健康保険被保険者証や年金手帳などの2以上の書類の提示により身元確認を行う

② 平成28年分に支払う司法書士や弁護士等への報酬・賃借料（個人に対するもの）等の場合のマイナンバーの収集

平成29年1月末の法定調書提出のため、一定金額以上の支払いをした場合には支払先のマイナンバー収集が必要となります。※マイナンバー提供を依頼する書面（本人確認できるもの）は当社でサンプル提供できます

③ 安全管理措置

マイナンバーの取扱担当者を決め、他の人が情報に触れないようにする（鍵つき棚に書類保管・パソコンで管理する場合はパスワードを設定する）等、情報漏えい対策を取ることが求められています。また雇用契約が終了した場合等、不要になったマイナンバーはすみやかに廃棄・削除しなければなりません。

なお、法人にも1法人に1つの法人番号が指定され、10月より通知書の送付が開始します。①法人名称

②所在地③法人番号がインターネットを通じて公表されます《詳細は27年7月号に記載》(文責 橋本 明日香)